

岩手県収用委員会告示第12号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による通知について、通知すべき土地所有者の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成27年6月2日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

1 通知すべき書面 一般国道45号改築工事（三陸縦貫道・岩手県陸前高田市気仙町字福伏地内から同市気仙町字丑沢地内まで及び同市気仙町字荒川沢地内から同市竹駒町字相川地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業道路付替工事に伴う収用事件に係る審理開始通知書

2 通知を受けるべき土地所有者の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名
千葉県松戸市五香六実642番地の66 名輪アパート	熊谷 正光
東京都葛飾区新小岩4丁目11番11号 伊藤方	千葉 時夫

3 収用しようとする土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県陸前高田市矢作町字大嶋部	68番	ため池	738㎡	738.82㎡	33.95㎡	ため池	別図に赤色で表示する部分
岩手県陸前高田市矢作町字大嶋部	69番	ため池	418㎡	422.79㎡	185.80㎡	ため池	別図に赤色で表示する部分

4 通知すべき書面の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

備考 「別図」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。

付記 上記の書面を受領しないときは、平成27年6月23日をもって通知があったものとみなされます。